

保健福祉施策に関する提言

保健福祉施策の充実強化を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 生活保護制度について

(1) 生活保護制度については、必要な人には確実に保護を実施するという基本的な考え方を維持しつつ、今後とも制度が国民の信頼に応えることができるよう、就労による自立の促進、不正・不適正受給対策の強化、医療扶助の適正化等を円滑に実施するため、所要の措置を講じること。

特に、医療扶助費については、生活保護費全体の約半分を占める状況にあり、今後も増加が見込まれることから、受給者の必要な受診を抑制すること等のないよう十分に留意しつつ、都市自治体の意見を十分に踏まえ、医療保険制度全体のあり方を含め、その適正化について検討すること。

また、制度の見直しに当たっては、最後のセーフティネットとして持続可能な制度とするため、都市自治体の意見を十分に踏まえるとともに、事務負担の軽減、十分な準備期間の確保、適切な工程の設定及び速やかな情報提供を行うこと。

なお、高齢者の受給者が増加しつつある実態を踏まえ、年金制度等の社会保障制度全般について検証し、制度の見直しを図ること。

(2) 生活保護に係る財源負担については、生活保護が憲法に基づき、国が保障するナショナルミニマムに関わる事項であることから、本来全額国庫負担とすべきであること。

また、それまでの間、受給世帯増加による都市自治体の負担増に対し、十分な財政措置を講じること。

(3) 級地区分及び生活扶助基準の見直しについて、地域の実情に即したものにするとともに、生活保護受給者の不利益にならないよう十分に勘案すること。

(4) 地理的条件の悪い地域に居住する生活保護受給者が日常生活上の用に供する自動車の保有要件を緩和すること。

(5) 生活保護費の障害者加算の認定に当たって、精神障害者に係る障害基礎年金の受給権の有無による不均衡が生じないよう制度を改めること。

- (6) 生活保護受給者が成年後見制度を利用する場合、その後見人への報酬について、扶助費として支給するなど財政措置を講じること。
- (7) 冷房器具の購入等に要する費用について、すべての被保護世帯が支給対象となるよう制度を改めること。
また、生活保護受給者の健康及び最低限度の生活を維持するため、夏季の冷房器具使用に係る電気料金相当分を扶助する「夏季加算」を創設すること。
- (8) 借家において単身の生活保護受給者が死亡した場合の家財処分等について、財政支援措置を講じること。
- (9) 生活保護制度において、介護保険適用外のサービス付き高齢者住宅等の施設を居住地特例の対象とすること。

2. 生活困窮者自立支援制度について

生活困窮者自立支援制度について、制度の運営や事業の適正かつ円滑な実施に必要な情報提供等の支援措置と十分な財政支援措置を講じること。

また、制度の見直しに当たっては、持続可能な制度とするため、国と地方の協議を継続し、都市自治体の意見を十分に踏まえるとともに、十分な準備期間を確保できるよう、適切な工程の設定及び速やかな情報提供を行うこと。

3. 子どもの貧困対策について、地域の実情に応じた対策を長期的に取り組めるよう、必要な財政措置を講じること。

特に、子どもの学習・生活支援事業について、貧困の負の連鎖を断ち切るべく、学習機会を確保するための更なる支援策を講じること。

4. 生活福祉資金貸付制度について、十分な財政措置を講じること。

5. 民生委員制度について、委員報酬の有償化、活動費の変更等の処遇改善を行うとともに、年齢要件の見直しなど、民生委員の担い手の確保と活動しやすい環境の整備に必要な措置を講じること。

また、民生委員の果たす役割について、積極的な啓発活動を行うこと。

6. 国内民間建立慰霊碑移設等事業費補助金について、すべての戦没者慰霊碑

及びその周辺設備の改修等を補助の対象とすること。

7. 地域における福祉施策を充実させるべく、女性支援相談員の確保に当たっては、十分な財政措置を講じること。
8. 「生理の貧困」について、自治体間において支援の地域差が生じないように、国として必要な支援策を継続的に講じること。
9. 生計困難者が無料または低額な料金で調剤を受けられるよう、院外処方を行う薬局についても第二種社会福祉事業の対象とすること。
10. 多機関協働事業等の円滑な推進を図るため、補助基本額の見直しを行うこと。
11. 社会全体でケアラー支援を進めるため、国の責任と役割を明確にするとともに、都市自治体が総合的かつ柔軟な支援施策を展開できるよう、財政措置を講じること。
12. 新型コロナウイルス感染症関係について
 - (1) 新型コロナウイルス感染症の影響により、失業・休業、減収、住居喪失等の厳しい状況に置かれ、生活が困窮し、あるいは生活保護を受ける市民が一定程度存在することから、生活支援や心のケア等の充実強化を図るため、十分な財政措置を講じること。

また、支援の窓口として重要な役割を担う社会福祉協議会について、体制強化や活動の充実に必要な支援策を講じること。
 - (2) 生活困窮者自立支援法に基づく住居確保給付金について、新型コロナウイルス感染症の影響により支給件数が増加し、都市自治体の財政負担が大きくなっていることから、十分な財政措置を講じるとともに、同感染症が収束し、雇用状況が改善されるまでの間、継続して支援を行うこと。

また、社会福祉協議会の実施する緊急小口資金貸付等について、今なお厳しい生活下にある借受人に対し償還免除を確実に実施するとともに十分に配慮すること。

13. 物価高騰対策関係について

原油価格・物価高騰等に直面する生活困窮者に対し、継続して支援を行うこと。